

東海地震応急対策活動要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p data-bbox="185 328 566 357">東海地震応急対策活動要領</p> <p data-bbox="779 368 1093 464">平成15年12月 平成18年4月修正 中央防災会議主事会議決定</p> <p data-bbox="150 512 248 541">前 文</p> <p data-bbox="150 552 412 580">第1 策定の背景等</p> <p data-bbox="179 592 1106 762">本要領は、いつ発生してもおかしくない東海地震に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「防災関係機関」という。）が効果的な連携をとって迅速かつ確な応急対策活動を実施するため、（1）東海地震注意情報時、（2）警戒宣言時、（3）災害発生時のそれぞれの段階で、各機関が行うべき応急対策活動を定めるものである。</p> <p data-bbox="179 807 1106 978">平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が見直され、従来の6県167市町村から8都県263市町村へと大幅に拡大された。また、中央防災会議に報告された東海地震に係る被害想定では、最大の場合、建物全壊棟数約23万～26万棟、死者約8千人～1万人という甚大な被害が発生することが明らかになった。</p> <p data-bbox="179 989 1106 1227">このため、中央防災会議は平成15年5月に東海地震対策のための全体のマスタープランとして、「東海地震対策大綱」を決定した。この中で、「災害発生時等における政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東海地震応急対策活動要領」を関係地方公共団体の協力を得つつ、早急に策定する」とされた。また、同年7月に閣議決定された「東海地震緊急対策方針」において、緊急時の応急活動の方針が示され、この方針に基づき、東海地震応急対策活動要領を年内に決定することとされた。</p> <p data-bbox="150 1238 396 1267">第2～第5 （略）</p> <p data-bbox="150 1278 627 1307">第1章 政府の活動方針について</p> <p data-bbox="150 1318 356 1347">第1 基本方針</p> <p data-bbox="185 1358 277 1386">1（略）</p> <p data-bbox="185 1398 960 1426">2 想定東海地震に係る被害認定に基づく迅速かつ確な応急活動</p>	<p data-bbox="1146 328 1527 357">東海地震応急対策活動要領</p> <p data-bbox="1845 368 2054 464">平成15年12月 中央防災会議主事会議決定</p> <p data-bbox="1111 512 1209 541">前 文</p> <p data-bbox="1111 552 1373 580">第1 策定の背景等</p> <p data-bbox="1140 592 2072 796">本要領は、いつ発生してもおかしくない東海地震に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「防災関係機関」という。）が効果的な連携をとって迅速かつ確な応急対策活動を実施するため、（1）東海地震注意情報時、（2）警戒宣言時、（3）災害発生時のそれぞれの段階で、各機関が行うべき応急対策活動を定めるものである。</p> <p data-bbox="1140 807 2072 978">平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が見直され、従来の6県167市町村から8都県263市町村へと大幅に拡大された。また、中央防災会議に報告された東海地震に係る被害想定では、最大の場合、建物全壊棟数約23万～26万棟、死者約8千人～1万人という甚大な被害が発生することが明らかになった。</p> <p data-bbox="1140 989 2072 1227">このため、中央防災会議は平成15年5月に東海地震対策のための全体のマスタープランとして、「東海地震対策大綱」を決定した。この中で、「災害発生時等における政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東海地震応急対策活動要領」を関係地方公共団体の協力を得つつ、早急に策定する」とされた。また、同年7月に閣議決定された「東海地震緊急対策方針」において、緊急時の応急活動の方針が示され、この方針に基づき、東海地震応急対策活動要領を年内に決定することとされた。</p> <p data-bbox="1111 1238 1357 1267">第2～第5 （略）</p> <p data-bbox="1111 1278 1588 1307">第1章 政府の活動方針について</p> <p data-bbox="1111 1318 1317 1347">第1 基本方針</p> <p data-bbox="1146 1358 1238 1386">1（略）</p> <p data-bbox="1146 1398 1921 1426">2 想定東海地震に係る被害認定に基づく迅速かつ確な応急活動</p>

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、救助・救急、医療活動、消火活動、物資調達等の主要な活動については、被害想定に基づく地域ごとの必要量等を踏まえ、別に定める政府の応援計画に基づき、地震発生後、被災状況等の情報がない段階から、ただちに活動を実施するものとする。

その後、被災状況等が判明した段階で、これらの情報に基づき必要に応じ活動内容等を修正するなど、迅速かつ的確な活動を実施するものとする。

3 (略)

第2 政府の活動体制について

1 (略)

2 地震災害警戒本部の設置

(1)～(5) (略)

(6) この要領に従って地震災害警戒本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を官邸及び中央合同庁舎5号館に置く。事務局の組織及び要員の数等については、別に定める申合せによるものとする。

(7) (略)

3 緊急災害対策本部の設置

(1)～(5) (略)

(6) この要領に従って緊急災害対策本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を官邸及び中央合同庁舎5号館に置く。事務局の組織及び要員の数等については、別に定める申合せによるものとする。

(7) (略)

4 現地警戒本部及び緊急災害現地対策本部の設置

(1) 警戒宣言時における現地警戒本部の設置

ア (略)

イ 現地警戒本部の管轄区域は、強化地域の存する都県の区域とする。現地警戒本部は、管轄区域内における国の地震防災応急対策に係る総合調整を行う（現地で行えない国の行政機関間の調整や現地で合意できない県間の資源配分等の調整を除く。）。

ウ～オ (略)

(2) 災害発生時における緊急災害現地対策本部の設置

ア 東海地震が発生した場合、緊急災害対策本部は、現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整（被災地内における広域的な資源配

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、救助・救急、医療活動、消火活動、物資調達等の主要な活動については、被害想定に基づく地域ごとの必要量等を踏まえ、別に定める政府の応援計画に基づき、地震発生後、被災状況等の情報がない段階から、ただちに活動を実施するものとする。なお、上記応援計画が策定されるまでの間に東海地震が発生した場合は、発災後速やかに、緊急災害対策本部が被害想定に基づく部隊等の派遣量を検討し、本部長が関係省庁に必要な指示を行うものとする。

その後、被災状況等が判明した段階で、これらの情報に基づき必要に応じ活動内容等を修正するなど、迅速かつ的確な活動を実施するものとする。

3 (略)

第2 政府の活動体制について

1 (略)

2 地震災害警戒本部の設置

(1)～(5) (略)

(6) この要領に従って地震災害警戒本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を中央合同庁舎第5号館に置く。事務局の組織及び要員の数等については、別に定める申合せによるものとする。

(7) (略)

3 緊急災害対策本部の設置

(1)～(5) (略)

(6) この要領に従って緊急災害対策本部の業務を効率的に遂行するため、指定行政機関の職員で構成する事務局を中央合同庁舎第5号館に置く。事務局の組織及び要員の数等については、別に定める申合せによるものとする。

(7) (略)

4 現地警戒本部及び緊急災害現地対策本部の設置

(1) 警戒宣言時における現地警戒本部の設置

ア (略)

イ 現地警戒本部の管轄区域は、強化地域の区域とする。現地警戒本部は、管轄区域内における国の地震防災応急対策に係る総合調整を行う（現地で行えない国の行政機関間の調整や現地で合意できない県間の資源配分等の調整を除く。）。

ウ～オ (略)

(2) 災害発生時における緊急災害現地対策本部の設置

ア 東海地震が発生した場合、緊急災害対策本部は、現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整を迅速かつ的確に実施するため、内

分等の調整)を迅速かつ的確に実施するため、内閣府副大臣を長とする緊急災害現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を置く。設置場所は原則として静岡県とする。現地対策本部の組織及び構成員は別途定めるものとする。現地対策本部に必要な通信回線・情報機器の確保、本部要員及び資機材の移手段についても、関係機関と協議しつつあらかじめ決めておくものとする。また、現地対策本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣するものとする。

なお、現地警戒本部が設置されている場合は、現地対策本部が設置されるまでの間、当該現地警戒本部が現地対策本部としての任務を行えるものとする。

イ 現地対策本部の管轄区域は、強化地域の存する都県の区域とする。緊急災害対策本部長は、現地対策本部の管轄区域内において、その権限を現地対策本部長に委任するものとする(現地で行えない国の行政機関間の調整や現地で合意できない県間の資源配分等の調整を除く。)

ウ～オ(略)

(3) 現地警戒本部、現地対策本部の的確な運用のための体制整備

ア 現地警戒本部、現地対策本部において、各種情報の収集、伝達等を的確に実施するためには、本部スペースの確保や、通信網の充実が不可欠である。特に、関係都県との通信網は現時点では不十分であり、内閣府、消防庁等において、関係都県の協力を得つつ、早急に対応するものとする。

また、DIS(地震防災情報システム)等を活用し、被災状況や応急活動の実施状況等を現地対策本部、関係都県が地図情報の形で情報共有する体制についても検討するものとする。

イ(略)

5～6(略)

第3 情報共有体制の確立

1(略)

2 通信体制

(1) 基本通信網

ア～ウ(略)

エ 一般電話網は、機能障害を勘案して中央防災無線網、消防防災無線網及び地域衛星通信ネットワークの従たる通信網として利用する。

(2)(略)

3(略)

4 緊急災害対策本部等における情報の分析・整理、情報の共有

閣府副大臣を長とする緊急災害現地対策本部(以下、「現地対策本部」という。)を置く。設置場所は原則として静岡県とする。現地対策本部の組織及び構成員は別途定めるものとする。現地対策本部に必要な通信回線・情報機器の確保、本部要員及び資機材の移手段についても、関係機関と協議しつつあらかじめ決めておくものとする。また、現地対策本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣するものとする。

なお、現地警戒本部が設置されている場合は、現地対策本部が設置されるまでの間、当該現地警戒本部が現地対策本部としての任務を行えるものとする。

イ 現地対策本部の管轄区域は、強化地域の区域とする。緊急災害対策本部長は、現地対策本部の管轄区域内において、その権限を現地対策本部長に委任するものとする(現地で行えない国の行政機関間の調整や現地で合意できない県間の資源配分等の調整を除く。)

ウ～オ(略)

(3) 現地警戒本部、現地対策本部の的確な運用のための体制整備

ア 現地警戒本部、現地対策本部において、各種情報の収集、伝達等を的確に実施するためには、本部スペースの確保や、通信網の充実が不可欠である。特に、関係都県との通信網は現時点では不十分であり、内閣府、消防庁等において、関係都県の協力を得つつ、早急に対応するものとする。

また、DIS等を活用し、被災状況や応急活動の実施状況等を現地対策本部、関係都県が地図情報の形で情報共有する体制についても検討するものとする。

イ(略)

5～6(略)

第3 情報共有体制の確立

1(略)

2 通信体制

(1) 基本通信網

ア～ウ(略)

エ 一般電話網は、機能障害を勘案して中央防災無線網及び消防防災無線網の従たる通信網として利用する。

(2)(略)

3(略)

4 緊急災害対策本部等における情報の分析・整理、情報の共有

(1) (略)

(2) 緊急災害対策本部等は、情報を分析・整理するに当たって、次の事項について配慮するものとする。

ア 情報内容の有機的な関連を考慮した分析・整理を行うこと。なお、DIS等各種情報処理機器等の活用を図ること。

イ・ウ (略)

エ 情報の保管に当たっては、各種情報処理機器等の活用を図るなど事後検索の容易性を確保すること。

(3) (略)

5 (略)

6 現地対策本部等が設置された場合の情報共有・広報体制

(1) 現地対策本部等が設置された場合の情報共有体制

ア 現地対策本部等が設置された場合は、3、4の規定に関わらず、現地対策本部等の管轄区域における被災情報、防災対策の実施状況等に関する情報について、防災関係機関は現地対策本部等に通報するものとし、現地対策本部等において情報をとりまとめる。なお、防災関係機関は、現地対策本部等に情報を通報し、通報を受けた指定行政機関は、緊急災害対策本部等に情報を通報すると同時に、関連する指定行政機関にも併せて情報を通報するものとする。

(ア) 緊急災害対策本部等は、現地対策本部等のとりまとめた情報と現地対策本部等の管轄区域外の情報を合わせてとりまとめることを基本とする。ただし、現地対策本部等のとりまとめた情報が速やかに入手できない場合等には、現地対策本部等の管轄区域の情報についても指定行政機関等からの情報をもとにとりまとめる。

(1) (略)

(2) (略)

第2章 東海地震注意情報が発表された際の対処

第1 (略)

第2 政府の準備行動

(略)

1 (略)

2 救助・救急・消火関係

(ア) 自衛隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の部隊は、当該部隊の所在地においてただちに部隊行動がとれるよう、資機材の点検や車両への積み込み、燃料の補給などの派遣準備を行う。

(1) (略)

(2) 緊急災害対策本部等は、情報を分析・整理するに当たって、次の事項について配慮するものとする。

ア 情報内容の有機的な関連を考慮した分析・整理を行うこと。なお、DIS(地震防災情報システム)等各種情報処理機器等の活用を図ること。

イ・ウ (略)

エ 情報の保管に当たっては、各種情報処理機器等の活用を図るなど事後検索の容易性を確保すること。

(3) (略)

5 (略)

6 現地対策本部等が設置された場合の情報共有・広報体制

(1) 現地対策本部等が設置された場合の情報共有体制

ア 現地対策本部等が設置された場合は、3、4の規定に関わらず、現地対策本部等の管轄区域における被災情報、防災対策の実施状況等に関する情報について、防災関係機関は現地対策本部等に通報するものとし、現地対策本部等において情報をとりまとめる。なお、防災関係機関は、現地対策本部等に情報を通報すると同時に、関連する指定行政機関にも併せて情報を通報するものとする。

(ア) 緊急災害対策本部等は、現地対策本部等のとりまとめた情報と現地対策本部等の管轄区域外の情報を合わせてとりまとめる。

(1) (略)

(2) (略)

第2章 東海地震注意情報が発表された際の対処

第1 (略)

第2 政府の準備行動

(略)

1 (略)

2 救助・救急・消火関係

(ア) 自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の部隊は、当該部隊の所在地においてただちに部隊行動がとれるよう、資機材の点検や車両への積み込み、燃料の補給などの派遣準備を行う。

(イ) (略)

(ウ) 防衛庁は、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施準備のため、状況により艦船その他必要な部隊の強化地域周辺への移動を行う。具体的な内容については、別の計画で定める。

(エ) 消防庁は、消防庁職員及び緊急消防援助隊指揮支援部隊を静岡県へ派遣する。

3 医療関係

(ア) 厚生労働省及び文部科学省は、国立高度専門医療センター、国立病院機構の病院、国立大学病院から被災地へ派遣する災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等という。)をただちに出発できるよう準備を行う。

(イ)～(ウ) (略)

(イ) 厚生労働省は、全国医療施設の災害派遣医療チーム(DMAT)等派遣可能数及び広域搬送患者受入可能数を把握する体制をとる。

4～6 (略)

第3 (略)

第3章 警戒宣言時の対処

第1・第2 (略)

第3 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

(略)

1 救助・救急・消火関係

(1) 警察庁は、警察広域緊急援助隊のうち必要な部隊を強化地域周辺地域へ派遣する。具体的な派遣内容については、別の計画で定める。

(2)～(4) (略)

2 医療関係

厚生労働省、文部科学省、防衛庁及び日本赤十字社は、災害派遣医療チーム(DMAT)等をすぐに派遣できる体制を整える。

消防庁等の関係省庁は、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣等医療活動のための輸送体制を整える。

厚生労働省及び消防庁は、強化地域外に医療施設を有する都道府県に対して広域搬送患者受入体制の準備を要請する。

厚生労働省は、必要な資機材や医療品の確保を行う。

関係都県は、強化地域内の医療搬送拠点の確保を行う。

3・4 (略)

第4 (略)

(イ) (略)

(ウ) 消防庁は、消防庁職員及び緊急消防援助隊指揮支援部隊を静岡県へ派遣する。

3 医療関係

(ア) 厚生労働省及び文部科学省は、国立病院・国立療養所、国立大学病院から被災地へ派遣する救護班をただちに出発できるよう準備を行う。

(イ)～(ウ) (略)

(イ) 厚生労働省は、全国医療施設の救護班派遣可能数及び広域搬送患者受入可能数を把握する体制をとる。

4～6 (略)

第3 (略)

第3章 警戒宣言時の対処

第1・第2 (略)

第3 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

(略)

1 救助・救急・消火関係

(1) 警察庁は、広域緊急援助隊のうち必要な部隊を強化地域周辺地域へ派遣する。具体的な派遣内容については、別の計画で定める。

(2)～(4) (略)

2 医療関係

厚生労働省、文部科学省、防衛庁及び日本赤十字社は、救護班をすぐに派遣できる体制を整える。

消防庁等の関係省庁は、救護班の派遣等医療活動のための輸送体制を整える。

厚生労働省及び消防庁は、強化地域外に医療施設を有する都道府県に対して広域搬送患者受入体制の準備を要請する。

厚生労働省は、必要な資機材や医療品の確保を行う。

関係都県は、強化地域内の医療搬送拠点の確保を行う。

3・4 (略)

第4 (略)

第4章 災害発生時の対処

第1節 発生当初の活動体制

第1 情報の収集、緊急災害対策本部に対する通報

- (1) (略)
 - (2) (略)
- ア～エ (略)

オ 新幹線、鉄道、港湾の被害の状況

第2 現地対策本部での初期の情報の整理

- (1) 現地対策本部は、関係都県等からの被害情報が報告されてきた場合、これらの情報をとりまとめるとともに、特に、東海地震の被害想定との違いを把握し、あらかじめ定めている応援計画の修正の可否を判断するものとする。
- (2) 各機関が収集した画像情報については、これらの情報を地図と相互に参照できるように速やかに整理したうえで分析を行い、被災箇所の特定と状況等の的確な把握に努めるものとする。

第3 津波警報の伝達等

- (1)～(3) (略)
- (4) 防衛庁、消防庁及び海上保安庁は、津波被害が予想される地域の情報収集等を行う。なお、東海地震による津波は繰り返し来襲することが想定されることから、情報収集等にあたっては、安全を十分考慮しつつ行うものとする。

第4 現地対策本部における活動の特例

第2における現地対策本部での判断等及び第2節～第10節における現地対策本部での総合調整事務については、現地対策本部が設置されるまでの間は、緊急災害対策本部が実施するものとする。また、現地対策本部で総合調整ができない事案については、緊急災害対策本部が調整するものとする。

第2節 救助・救急・医療活動及び消火活動

第1 救助・救急・医療活動及び消火活動の基本方針

- (略)
- (1) 関係都県に対する広域的応援
発災後、速やかに災害派遣医療チーム(DMAT)等を派遣し、医薬品・血液等の調達を行うほか、非被災都道府県に対し消防応援を要請する等、被災地方公共団体の行う被災地内における救助・救急・医療活動及び消火活動を広域的観点から応援する。
 - (2) 広域後方医療活動の実施
関係都県内では対応が困難な傷病者の処置に万全を期すため、関係都県の

第4章 災害発生時の対処

第1節 発生当初の活動体制

第1 情報の収集、緊急災害対策本部に対する通報

- (1) (略)
 - (2) (略)
- ア～エ (略)

オ 新幹線、鉄道の被害の状況

第2 緊急災害対策本部、現地対策本部での初期の情報の整理

- (1) 緊急災害対策本部、現地対策本部は、関係都県等からの被害情報が報告されてきた場合、これらの情報をとりまとめるとともに、特に、東海地震の被害想定との違いを把握し、あらかじめ定めている応援計画の修正の可否を判断するものとする。
- (2) 各機関が収集した画像情報については、これらの情報の整理、分析を速やかに行い、地図情報と画像情報をできるだけ連携させ、被災箇所等の的確な把握に努めるものとする。

第3 津波警報の伝達等

- (1)～(3) (略)
- (4) 防衛庁、消防庁及び海上保安庁は、津波被害が予想される地域の情報収集等を行う。なお、東海地震による津波は繰り返し来襲することから、情報収集等にあたっては、安全を十分考慮しつつ行うものとする。

第4 現地対策本部における活動の特例

第2節～第10節における現地対策本部での総合調整事務については、現地対策本部が設置されるまでの間は、緊急災害対策本部が実施するものとする。また、現地対策本部で総合調整ができない事案については、緊急災害対策本部が調整するものとする。

第2節 救助・救急・医療活動及び消火活動

第1 救助・救急・医療活動及び消火活動の基本方針

- (略)
- (1) 関係都県に対する広域的応援
発災後、速やかに救護班等を派遣し、医薬品・血液等の調達を行うほか、非被災都道府県に対し消防応援を要請する等、被災地方公共団体の行う被災地内における救助・救急・医療活動及び消火活動を広域的観点から応援する。
 - (2) 広域後方医療活動の実施
被災地内で処置できない負傷者等の処置に万全を期すため、関係都県の区

区域外における広域的な後方医療活動（以下「広域後方医療活動」という。）を行うための必要な措置をとる。併せて、広域後方医療活動を円滑に進めるために傷病者の搬送体制の確保のための必要な措置をとる。

これらの活動を迅速かつ的確に行うため、想定被害に基づき、救助・救急・医療活動及び消火活動の被災地外からの応援計画をあらかじめ定め、これらの応援部隊等は速やかに被災地で活動できるよう措置しておくものとする。

第2 救助・救急活動

1 救助・救急活動の基本的な役割分担

(1) 国の役割

(略)

ア(略)

イ 警察庁

警察広域緊急援助隊による応援の指示及び調整を行うとともに、非被災都道府県警察による応援のための措置をとる。

ウ(略)

エ 消防庁

関係都県内の消防機関と連携し、救助・救急活動の調整を行うとともに、緊急消防援助隊による応援の指示及び調整を行う。

オ(略)

(2) (略)

2 救助・救急活動の実施及び要員の派遣等

(略)

(1) 警察庁は、警察広域緊急援助隊による応援の指示及び調整を行う。

(2) (略)

(3) 消防庁は、緊急消防援助隊による応援の指示及び調整を行う。

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 サイレントタイムの設定

関係都県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、関係機関と調整の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。現地対策本部は関係都県に必要な助言を行うほか、関係機関との調整及び周知を行う。この際、地域住民や報道機関等の協力が不可欠なことから、協力を広く要請するものとする。

区域外における広域的な後方医療活動を行うための必要な措置をとる。あわせて、広域後方医療活動を円滑に進めるために傷病者の搬送体制の確保のための必要な措置をとる。

これらの活動を迅速かつ的確に行うため、想定被害に基づき、救助・救急・医療活動及び消火活動の被災地外からの応援計画をあらかじめ定め、これらの応援部隊等は速やかに被災地で活動できるよう措置しておくものとする。

第2 救助・救急活動

1 救助・救急活動の基本的な役割分担

(1) 国の役割

(略)

ア(略)

イ 警察庁

広域緊急援助隊による応援の指示及び調整を行うとともに、非被災都道府県警察による応援のための措置をとる。

ウ(略)

エ 消防庁

関係都県内の消防機関と連携し、救助・救急活動の調整を行うとともに、緊急消防援助隊による応援のための措置をとる。

オ(略)

(2) (略)

2 救助・救急活動の実施及び要員の派遣等

(略)

(1) 警察庁は、広域緊急援助隊による応援の指示及び調整を行う。

(2) (略)

(3) 消防庁は、緊急消防援助隊による応援のための措置をとる。

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 サイレントタイムの設定

関係都県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、関係機関と調整の上、サイレントタイムの設定を行うものとする。現地対策本部は関係都県に必要な助言を行うほか、関係機関との調整及び周知を行う。この際、地域住民や報道機関等の協力が不可欠なことから、協力を広く要請するものとする。

第3 被災地内医療活動

1 被災地内医療活動の基本的役割分担

(1) 国の役割

(略)

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁及び日本赤十字社（以下「医療関係機関」という。）の行う災害派遣医療チーム（DMAT）等の編成、派遣及びその輸送について総合調整を行う。なお、強化地域内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災都道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。

イ 厚生労働省

(ア) 非被災都道府県の国立高度専門医療センター、国立病院機構の病院において災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成し、その派遣を行う。

(イ) 非被災都道府県に対して、必要に応じて、災害拠点病院を中心とした公的病院及び民間病院からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

(ウ) (略)

(エ) 非被災都道府県の医療施設における災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣可能数を把握し、緊急災害対策本部に随時通報する。

(オ) 関係都県における災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動状況及び不足状況を把握し、現地対策本部に随時通報する。

ウ 文部科学省

非被災都道府県の国立大学病院において災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成し、その派遣を行う。

エ (略)

オ 消防庁

関係都県内の消防機関と連携し、救急活動の調整を行うとともに、緊急消防援助隊による応援の指示及び調整を行う。

カ (略)

(2) 被災地方公共団体の役割

当該地方公共団体の区域内における医療活動（当該地方公共団体の区域に派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動の調整を含む。）を行う。

2 関係都県内の病院における要員の参集等

第3 被災地内医療活動

1 被災地内医療活動の基本的役割分担

(1) 国の役割

(略)

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁及び日本赤十字社（以下「医療関係機関」という。）の行う救護班の派遣について総合調整を行う。なお、強化地域内の活動の調整は現地対策本部が行い、非被災都道府県からの応援の調整は、緊急災害対策本部が行うこととする。

イ 厚生労働省

(ア) 非被災都道府県の国立病院・国立療養所において救護班を編成し、その派遣を行う。

(イ) 非被災都道府県に対して、必要に応じて、災害拠点病院を中心とした公的病院及び民間病院からの救護班の派遣を要請する。

(ウ) (略)

(エ) 非被災都道府県の医療施設における救護班派遣可能数を把握し、緊急災害対策本部に随時通報する。

(オ) 関係都県における救護班の活動状況及び救護班の不足状況を把握し、現地対策本部に随時通報する。

ウ 文部科学省

非被災都道府県の国立大学病院において救護班を編成し、その派遣を行う。

エ (略)

オ 消防庁

被災市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとる。

カ (略)

(2) 被災地方公共団体の役割

当該地方公共団体の区域内における医療活動を行う。

2 関係都県内の病院における要員の参集等

厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、関係都県内の国立高度専門医療センター、国立病院機構の病院、国立大学病院、日赤病院における医療活動に関して以下の措置をとる。

(1)・(2) (略)

3 非被災都道府県からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣

(1) 医療関係機関は、災害発生後速やかに、別に定める申し合わせによる計画に基づき災害派遣医療チーム(DMAT)等を派遣する。

(2) 関係都県は、(1)の計画に基づき派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)等だけでは不足であると判断した場合は、現地対策本部を通じて、医療関係機関に派遣を要請することができる。

(3) 医療関係機関は以下により災害派遣医療チーム(DMAT)等を編成する。

ア 厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、国立高度専門医療センター、国立病院機構の病院、国立大学病院及び日赤病院等において災害派遣医療チーム(DMAT)等を編成する。

イ・ウ (略)

エ 消防庁は、緊急消防援助隊による救急活動の応援について、指示及び調整を行う。

(4) 医療関係機関は、(2)の要請に基づき編成した災害派遣医療チーム(DMAT)等について緊急災害対策本部に通報し、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣を行う。

(5) 災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣に係る輸送活動については、第3節第3により、航空機等を利用して迅速に行うものとする。

4 (略)

第4 広域後方医療活動

1 広域後方医療活動の基本的な役割分担

(1) 国の役割

多数の負傷者の発生等により関係都県における医療活動の対応が困難となることが予想されるため、関係都県内では対応が困難な傷病者を、非被災都道府県に所在する医療施設まで搬送し治療する広域的な後方医療活動に必要な措置をとるものとする。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

緊急災害対策本部は、厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁及び日本赤十字社の行う広域後方医療活動の実施の調整を行う。

現地対策本部は、関係都県における広域後方搬送が必要な患者発生状況を

厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、関係都県内の国立病院・国立療養所、国立大学病院、日赤病院における医療活動に関して以下の措置をとる。

(1)・(2) (略)

3 非被災都道府県からの救護班の派遣

(1) 医療関係機関は、災害発生後速やかに、別に定める申し合わせによる計画に基づき救護班を派遣する。

(2) 関係都県は、(1)の計画に基づき派遣された救護班だけでは不足であると判断した場合は、現地対策本部を通じて、医療関係機関に派遣を要請することができる。

(3) 医療関係機関は以下により救護班を編成する。

ア 厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、国立病院・国立療養所、国立大学病院及び日赤病院等において救護班を編成する。

イ・ウ (略)

エ 消防庁は、非被災市町村からなる救護班による応援のための措置をとる。

(4) 医療関係機関は、(2)の要請に基づき編成した救護班について現地対策本部に通報し、救護班の派遣を行う。

(5) 救護班の派遣に係る輸送活動については、第3節第3により、航空機等を利用して迅速に行うものとする。

4 (略)

第4 広域後方医療活動

1 広域後方医療活動の基本的な役割分担

(1) 国の役割

多数の負傷者の発生等により関係都県における医療活動の対応が困難となることが予想されるため、非被災都道府県に所在する医療施設における広域的な後方医療活動(以下「広域後方医療活動」という。)に必要な措置をとるものとする。

ア 現地対策本部及び緊急災害対策本部

緊急災害対策本部は現地対策本部からの依頼に基づき、厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社(以下「広域後方医療関係機関」という。)の行う広域後方医療活動の実施の調整を行う。

把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

イ 厚生労働省

(7) 国立高度専門医療センター、国立病院機構の病院において広域後方医療活動を実施する。

(1) (略)

(ウ) 非被災都道府県の医療施設における患者受入可能数を把握し、緊急災害対策本部に随時通報する。

(I) 被災地で発生した負傷者の非被災都道府県に所在する医療機関までの搬送（以下「広域医療搬送」という。）活動に従事する、第3において編成・要請した災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣・要請を行う。

ウ 文部科学省

(7) 国立大学病院において広域後方医療活動を実施する。

(1) 広域医療搬送活動に従事する、第2節第3において編成した災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を行う。

エ 防衛庁

(7) 広域医療搬送活動に従事する、災害派遣医療チーム（DMAT）等の被災地への派遣について、別に定める申し合わせによる計画及びアの調整に基づき、輸送を実施する。

(1) 関係都県から非被災都道府県への広域医療搬送を実施する。

オ 消防庁

緊急消防援助隊による、広域搬送拠点から後方医療施設への患者搬送について指示及び調整を行う。

カ 日本赤十字社

(7) 日赤病院において広域後方医療活動を実施する。

(1) 広域医療搬送活動に従事する、第3において編成した救護班の派遣を行う。

(2) 関係都県の役割

ア 当該地方公共団体の範囲内で対応することができない医療について、広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。

イ 別に定める計画で指定した広域搬送拠点を確保・運営する。

ウ 関係都県内の医療機関から広域搬送拠点までの重傷者等の輸送を実施する。

2 広域後方医療施設の選定

(1) 国等所管病院の選定

厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社（以下「広域後方医療関係機関」

現地対策本部は、関係都県における広域搬送患者発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

イ 厚生労働省

(7) 国立病院・国立療養所において広域後方医療活動を実施する。

(1) (略)

(ウ) 非被災都道府県の医療施設における広域搬送患者受入可能数を把握し、緊急災害対策本部に随時通報する。

ウ 文部科学省、日本赤十字社

国立大学病院、日赤病院において広域後方医療活動を実施する。

エ 消防庁

非被災都道府県に対して、広域搬送拠点から受入医療施設までの患者搬送体制を要請する。

(2) 関係都県の役割

当該地方公共団体の範囲内で対応することができない医療について、広域後方医療関係機関に対して広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。

2 広域後方医療施設の選定

(1) 国等所管病院の選定

厚生労働省、文部科学省及び日本赤十字社は、所管する病院について、相

という。)は、所管する病院について、相当数の傷病者収容の可否等を調査し、受入れ可能と判断される病院を広域後方医療施設としてあらかじめ選定する。

(2) その他の病院の選定

厚生労働省は、(1)及びそのほかの公的病院及び民間病院について患者受入可能数を把握するとともに、非被災都道府県に対し、必要に応じ、(1)に準じて広域後方医療施設の選定を要請する。

(3) (略)

3 広域医療搬送

別に定める申し合わせによる計画に基づき、関係都県内では対応が困難な重病患者でありかつ、広域後方医療施設へ搬送して治療することにより、救命が可能と判断される患者を搬送対象とする。

(1) 関係都県内の広域搬送拠点の確保

ア 関係都県は、予想される後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、県内に1～3カ所程度の広域搬送拠点を確保するものとする。

イ 広域搬送拠点は、航空機による搬送の基地となることから、民間飛行場、自衛隊の基地、大規模な空地等の中から選定する。

ウ 広域搬送拠点には、広域医療搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所や設備が必要であり、それらの資機材は関係都県が関係機関と協力しつつ、あらかじめ整備しておくものとする。

(2) 非被災都道府県の広域搬送拠点の選定

国は、2の広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、非被災都道府県における広域搬送拠点を選定する。

(3) 広域医療搬送にあたっての配慮事項

ア 広域医療搬送に従事する災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣、患者搬送手段の確保、広域後方医療施設の選定等について、厚生労働省、文部科学省、防衛庁、消防庁及び日本赤十字社は、緊密に連携をとり、迅速に広域医療搬送を実施する。

イ 関係都県は、(1)ウで確保した場所に、広域医療搬送に必要な設備を迅速に設置し、運営する。

ウ 非被災都道府県は、当該都道府県内の広域搬送拠点から広域後方医療施設までの患者搬送について、十分な搬送手段を確保する。

エ 重傷者の受入を円滑に実施するため、広域後方医療施設は、最新の患者

当数の負傷者収容の可否等を調査し、受入れ可能と判断される病院を広域後方医療施設としてあらかじめ選定する。

(2) その他の病院の選定

厚生労働省は、(1)及びそのほかの公的病院及び民間病院について広域搬送患者受入可能数を把握するとともに、非被災都道府県に対し、必要に応じ、(1)に準じて広域後方医療施設の選定を要請する。

(3) (略)

3 広域後方医療体制

国は、広域後方医療の円滑な実施のため、関係都県と連携しつつ、強化地域内外の広域医療搬送拠点、搬送手段等からなる広域後方医療体制をあらかじめ計画し、明示するものとする。

(1) 関係都県内の広域医療搬送拠点の選定

関係都県においては、予想される後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、県内に1～3カ所程度の広域医療活動の拠点を設置するものとする。この拠点は、航空機による搬送の中継基地となることから、民間飛行場、自衛隊の基地、大規模な空地等の中から選定し、広域後方医療体制に係る計画において定めるものとする。

この活動拠点には、後方搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための施設や設備が必要であり、それらの資機材は関係都県が関係機関と協力しつつ、あらかじめ整備しておくものとする。

(2) 非被災都道府県の広域医療搬送拠点の選定

2の広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、非被災都道府県における広域医療搬送拠点を複数箇所選定する。この拠点は(1)と同様、民間飛行場、自衛隊の基地、大規模な空地等の中から選定し、広域後方医療体制に係る計画において定めるものとする。

(3) 搬送手段

広域後方医療活動に係る搬送手段については、第3節第3において別に定める計画との整合を図った上で、広域後方医療体制に係る計画において定めるものとする。

受入可能数を広域後方医療関係機関へ報告する。

(削除)

第5 消火活動

(略)

(1) 国の役割

(略)

ア・イ(略)

ウ 海上保安庁

必要に応じ、地方公共団体等と協力して、海上における消火活動を行う。

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(略)

(1) (略)

(2) 緊急輸送活動

大規模地震発生時には、短期間に大量の人員、傷病者及び物資を輸送する必要があることに加えて、限られた輸送手段を用いての効率的な輸送が要請

第5 広域後方医療施設への傷病者の搬送

1 傷病者の搬送の実施

傷病者の搬送は、搬送手段や広域医療活動拠点の確保のほか、同行する救護班の確保、傷病者を受け入れる広域後方医療施設の選定が必要であるなど、対応の難しい活動である。関係機関は広域後方医療体制に基づき傷病者の搬送体制を速やかに整え、迅速な搬送を実施する。

2 傷病者の搬送に当たっての配慮事項

(1) 傷病者の搬送については、第3節第3により、航空機等を利用し、迅速に行うものとする。

(2) 搬送を実施する機関や傷病者を受け入れる施設等が緊密に連携をとり、搬送が円滑に行えるよう留意する。

(3) 傷病者の搬送に使用する輸送拠点においては、トリアージや救急処置等を行うための救護班を確保する。これらの救護班は、第3の3により非被災都道府県から派遣される救護班を基本とする。

(4) 傷病者に対する医療活動を継続的に実施するため、救護班等が同行することを原則とし、搬送を実施する機関や傷病者を受け入れる施設等に対して、搬送される傷病者の症状に関する情報等を伝達するものとする。これらの救護班についても、第3の3により非被災都道府県から派遣される救護班を基本とする。

第6 消火活動

(略)

(1) 国の役割

(略)

ア・イ(略)

ウ 海上保安庁

必要に応じ、地方公共団体等と協力して、海上及び沿岸部における消火活動を行う。

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(略)

(1) (略)

(2) 緊急輸送活動

大規模地震発生時には、短期間に大量の人員、傷病者及び物資を輸送する必要があることに加えて、限られた輸送手段を用いての効率的な輸送が要請

されるので、緊急度、重要度を考慮した輸送活動を行う。
このため、国として特に調整を行うことが求められる。

(略)

第2 交通の確保対策

1 交通の確保に関する役割分担

(略)

(1) 国の役割

ア～エ(略)

オ 水産庁

漁港施設の応急復旧等

(2) (略)

2 交通の確保体制

(略)

(1) (略)

(2) 輸送施設別の確保体制

ア 道路の応急復旧等

(ア)～(イ)(略)

(ウ) 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど関係機関が協力して必要な措置をとる。

(イ)(略)

イ・ウ(略)

エ 港湾及び漁港の応急復旧等

(ア) 国土交通省は、港湾管理者と連携をはかり、耐震強化岸壁等の使用可否を確認し、必要に応じ直轄施工に係る港湾施設の応急復旧等を行うとともに、港湾管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。

(イ) 港湾管理者は、直轄施工に係る港湾施設以外の港湾施設の応急復旧等を行う。

(ウ)・(イ)(略)

オ 海上交通の整理等

(ア)(略)

(イ) 海上保安庁は、海難の発生その他の事情により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

(ウ) 海上保安庁は、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁

されるので、緊急度、重要度を考慮した輸送活動を行う。
このため、国として特に調整を行うことが求められる。

(略)

第2 交通の確保対策

1 交通の確保に関する役割分担

(略)

(1) 国の役割

ア～エ(略)

(2) (略)

2 交通の確保体制

(略)

(1) (略)

(2) 輸送施設別の確保体制

ア 道路の応急復旧等

(ア)～(イ)(略)

(ウ) 路上の障害物の除去等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど関係機関が協力して必要な措置をとる。

(イ)(略)

イ・ウ(略)

エ 港湾及び漁港の応急復旧等

(ア) 国土交通省は、港湾管理者と連携をはかり、耐震強化岸壁の使用可否を確認し、必要に応じ直轄施工に係る耐震強化岸壁の応急復旧等を行うとともに、港湾管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。

(イ) 港湾管理者は、直轄施工に係る耐震強化岸壁以外の港湾施設の応急復旧等を行う。

(ウ)・(イ)(略)

オ 海上交通の整理等

(ア)(略)

(イ) 海上保安庁は、海難の発生その他の事情により船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

(ウ) 海上保安庁は、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁

の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(I) (略)

カ～ク (略)

(3) (略)

第3 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動の基本方針

(略)

(1) 国の役割

(略)

ア (略)

イ 国土交通省

自動車運送事業者、海上運送事業者及び航空輸送事業者の団体等に対する緊急輸送の要請

ウ～オ (略)

(2) (略)

2 緊急輸送活動体制

(1) (略)

(2) 輸送手段別の緊急輸送体制

ア (略)

イ 道路輸送

(ア) (略)

(イ) 国土交通省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自動車運送事業者等に対して緊急輸送の要請を行う。

(ウ) (略)

ウ～エ (略)

(3) (略)

(4) 運用命令等

(略)

ア 道路輸送関係

地方運輸局長の一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者に対する運送命令 (道路運送法)

イ～ウ (略)

(5)・(6) (略)

3 (略)

の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(I) (略)

カ～ク (略)

(3) (略)

第3 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動の基本方針

(略)

(1) 国の役割

(略)

ア (略)

イ 国土交通省

陸上運送事業者、海上運送事業者及び航空輸送事業者の団体等に対する緊急輸送の要請

ウ～オ (略)

(2) (略)

2 緊急輸送活動体制

(1) (略)

(2) 輸送手段別の緊急輸送体制

ア (略)

イ 道路輸送

(ア) (略)

(イ) 国土交通省は、現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、道路運送事業者等に対して緊急輸送の要請を行う。

(ウ) (略)

ウ～エ (略)

(3) (略)

(4) 運用命令等

(略)

ア 道路輸送関係

地方運輸局長の一般自動車運送事業者に対する運送命令 (道路運送法)

イ～ウ (略)

(5)・(6) (略)

3 (略)

第4節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動

第1 (略)

第2 物資の調達、供給活動の基本的な役割分担

(略)

(1) 国の役割

(略)

ア～カ (略)

キ 防衛庁

被災者に対する給食及び給水を実施する。

第3 物資の調達体制等

(1)・(2) (略)

(3)～(7)

(8) 物資の調達費用の支払等

別に定める申し合わせによる計画に基づく調達及び現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づく調達に要する費用については、原則として次による。

ア 費用を支弁する者

物資の代金については、調達要請を行った関係都県又は各省庁が、引取り後支払う。ただし、別に定める申し合わせによる計画に基づく調達については、関係都県が調達要請を行ったものとみなす。

なお、関係都県が支弁する費用については、災害救助法に基づき国庫も所要の負担をする。

第4 (略)

第5 義捐物資等の受入れ

東海地震が発生した場合、その被害の甚大性から、義援物資の申し入れが多数寄せられることが予想される。

(1) 緊急災害対策本部は、発災当初は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義援金の募集について関係機関と連携して広報を行う。

なお、被災地方公共団体が受入れを希望する場合は、品目、量、時期等を明確にした上で、義援物資の依頼を行うものとする。

(2) (略)

第5節 応急収容活動及び帰宅困難者対策

第1 応急収容活動の基本方針

第4節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動

第1 (略)

第2 物資の調達、供給活動の基本的な役割分担

(略)

(1) 国の役割

(略)

ア～カ (略)

キ 防衛庁

被災者に対する炊飯及び給水を実施する。

第3 物資の調達体制等

(1)・(2) (略)

(4)～(8)

(9) 物資の調達費用の支払等

現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼に基づく調達に要する費用については、原則として次による。

ア 費用を支弁する者

物資の代金については、調達要請を行った関係都県又は各省庁が、引取り後支払う。

なお、関係都県が支弁する費用については、災害救助法に基づき国庫も所要の負担をする。

第4 (略)

第5 義捐物資等の受入れ

東海地震が発生した場合、その被害の甚大性から、義援物資の申し入れが多数寄せられることが予想される。

(1) 緊急災害対策本部は、発災当初は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義援金の募集について関係機関と連携して広報を行う。

また、被災地方公共団体が受入れを希望する場合は、品目等を明確にした上で、義援物資の依頼を行うものとする。

(2) (略)

第5節 応急収容活動及び帰宅困難者対策

第1 応急収容活動の基本方針

(略)

(1)～(4)(略)

(5) 災害時要援護者への配慮

被災者の収容に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、福祉避難所の設置・活用、保健師・看護師等の広域的な応援等により、災害時要援護者への避難支援の充実に努める。

第2(略)

第3 非被災都道府県での収容

(略)

1(略)

2 広域的避難収容実施計画の作成

(1)(略)

(2) 実施計画は、次のような基本方針に基づき作成する。

ア(略)

イ 収容予定場所

ホテル、旅館等被災者の長期収容に適切な施設を積極的に活用する。

ウ・エ(略)

第4(略)

第5 帰宅困難者対策の基本方針

1(略)

2 帰宅困難者のための応急活動

(1) 鉄道の運行状況、安否確認システム等についての適切な情報提供

現地対策本部は、関係都県と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況及び運行再開の見込み、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板サービス等の災害時の安否確認のためのシステムの活用、政府及び関係都県の対応方針等について広く広報を行う。

上記の広報にあたっては、地元市町村、鉄道事業者や地元の報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切に情報が届くよう措置するものとする。

(2)(略)

第6節 ライフライン施設の応急対策活動

第1・第2(略)

第3 ライフライン施設の応急対策活動

1 現地対策本部

(略)

(1)～(4)(略)

(5) 災害時要援護者への配慮

被災者の収容に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

第2(略)

第3 非被災都道府県での収容

(略)

1(略)

2 広域的避難収容実施計画の作成

(1)(略)

(2) 実施計画は、次のような基本方針に基づき作成する。

ア(略)

イ 収容予定場所

旅館、寺院等被災者の長期収容に適切な施設を積極的に活用する。

ウ・エ(略)

第4(略)

第5 帰宅困難者対策の基本方針

1(略)

2 帰宅困難者のための応急活動

(1) 適切な情報提供

現地対策本部は、関係都県と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況及び運行再開の見込み、政府及び関係都県の対応方針等について広く広報を行う。

上記の広報にあたっては、地元市町村、鉄道事業者や地元の報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切に情報が届くよう措置するものとする。

(2)(略)

第6節 ライフライン施設の応急対策活動

第1・第2(略)

第3 ライフライン施設の応急対策活動

1 現地対策本部

(1) (略)

(2) 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、厚生労働省、経済産業省、総務省及び国土交通省（以下「ライフライン施設関係省庁」という。）を經由してライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

なお、特に緊急を要する場合その他必要があると認められる場合には、現地対策本部が指定公共機関であるライフライン事業者に対して直接依頼を行うことができる。

(3) (略)

2～3 (略)

4 ライフライン事業者

(1) (略)

(2) 東海地震によるライフライン被害はきわめて甚大であることが想定されており、当該ライフライン事業者だけでは対処しがたい可能性が高いことから、他のライフライン事業者等の応援を求める必要がある場合に備えて、事業者間であらかじめ応援協定を整えるなど、災害発生後速やかに応援がなされるよう努める。また、必要に応じて国及び地方公共団体に応援を依頼する。

第4 (略)

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第1 (略)

第2 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

(1) 国の役割

(略)

ア・イ (略)

ウ 警察庁

検視等に関し、非被災道府県警察による応援のための措置をとる。

エ 防衛庁

必要に応じ、被災地における防疫活動を行う。

(2) (略)

第3 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動に当たっての配慮事項

1 (略)

2 遺体の処理に関する配慮事項

遺体の処理については、その衛生状態に配慮し、医療活動との関係に配慮

(1) (略)

(2) 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、厚生労働省、経済産業省、総務省及び国土交通省（以下「ライフライン施設関係省庁」という。）を經由してライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

なお、特に緊急を要する場合その他必要があると認められる場合には、現地対策本部が指定行政機関であるライフライン事業者に対して直接依頼を行うことができる。

(3) (略)

2～3 (略)

4 ライフライン事業者

(1) (略)

(2) 東海地震によるライフライン被害はきわめて甚大であることが想定されており、ライフライン事業者限りでは対処しがたい可能性が高いことから、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事業者間であらかじめ応援協定を整えるなど、災害発生後速やかに応援がなされるよう努める。また、必要に応じて国及び地方公共団体に応援を依頼する。

第4 (略)

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第1 (略)

第2 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

(1) 国の役割

(略)

ア・イ (略)

ウ 防衛庁

必要に応じ、被災地における防疫活動を行う。

(2) (略)

第3 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動に当たっての配慮事項

1 (略)

2 遺体の処理に関する配慮事項

遺体の処理については、その衛生状態に配慮し、医療活動との関係に配慮

しながら迅速に進める必要がある。このため、棺や検死を行う医師、火葬場等の確保、広域的な処理体制について平常時から検討を進めておく必要がある。また、遺体の取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

第8節 二次災害の防止活動

第1・第2（略）

第3 二次災害防止活動

1・2（略）

3 点検の実施

(1) 河川管理者、道路管理者、急傾斜地保全施設・地すべり防止施設管理者、治山施設管理者、港湾管理者、漁港管理者、海岸保全施設等管理者、学校等公共施設管理者等は、速やかに施設の被災状況等を点検し、二次災害の可能性について把握する。特に、学校等の避難所施設については、専門家と協力し、速やかに被災状況を点検するものとする。

(2) 被災地方公共団体は、国土交通省、関係団体等と連携し、民間技術者の協力の下、建築物の応急危険度判定活動や被災宅地危険度判定活動を実施する。

(3)（略）

4 応急対策の実施

(1)～(3)（略）

(4) 被災宅地危険度判定で危険性の認められた宅地については、宅地所有者や近隣の住民に判定結果を明確に示し周知するとともに、被害防止のための措置を徹底する。

第9節（略）

第10節 東西幹線交通の復旧

第1 交通ネットワーク復旧の基本方針

交通ネットワークの復旧については、被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動にとってきわめて重要であり、早急に行う必要がある。特に、東海地震において寸断されるおそれのある東海地域を貫く東西幹線交通は、我が国の人流・物流の大動脈の一つであり、被災地の復旧はもとより、我が国全体の社会経済にとって極めて重要であることから、これらの早期復旧を最優先の課題として、各機関が総力を挙げて措置する。

第2 交通ネットワーク復旧に係る応急対策活動

1 現地対策本部

(1) 主要な交通ネットワークの我が国全体への影響を勘案し、最優先に復旧すべき施設、区間等について検討するとともに、特に必要と認められる場

しながら迅速に進める必要がある。このため、棺や検死を行う医師、火葬場等の確保について平常時から検討を進めておく必要がある。また、遺体の取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

第8節 二次災害の防止活動

第1・第2（略）

第3 二次災害防止活動

1・2（略）

3 点検の実施

(1) 河川管理者、道路管理者、急傾斜地保全施設・地すべり防止施設管理者、治山施設管理者、港湾管理者、海岸保全施設等管理者、学校等公共施設管理者等は、速やかに施設の被災状況等を点検し、二次災害の可能性について把握する。特に、学校等の避難所施設については、専門家と協力し、速やかに被災状況を点検するものとする。

(2) 被災地方公共団体は、国土交通省、関係団体等と連携し、民間技術者の協力の下、建築物の応急危険度判定活動を実施する。

(3)（略）

4 応急対策の実施

(1)～(3)（略）

第9節（略）

第10節 東西幹線交通の復旧

第1 交通ネットワーク復旧の基本方針

交通ネットワークの復旧については、被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動にとってきわめて重要であり、早急に行う必要がある。特に、東海地域を貫く東西幹線交通は我が国の人流・物流の大動脈であり、被災地の復旧はもとより、我が国全体の社会経済にとって極めて重要であることから、これらの早期復旧を最優先の課題として、各機関が総力を挙げて措置する。

第2 交通ネットワーク復旧に係る応急対策活動

1 現地対策本部

(1) 主要な交通ネットワークの我が国全体への影響を勘案し、最優先に復旧すべき施設、区間等について検討するとともに、特に必要と認められる場

合には、国土交通省あるいは国土交通省を經由して施設管理者等（道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者等）に優先的な復旧活動を依頼する。

(2)・(3)（略）

2 国土交通省

(1)（略）

(2) 自ら管理する施設等について、適切な復旧活動を行う。

(3)（略）

3 施設管理者等

(1) 自ら管理する交通施設の被害状況、機能障害の状況、復旧見通し等情報の把握に努め、復旧計画を作成し、効果的かつ速やかな施設の応急復旧を行う。この際、交通施設の復旧は他の応急対策の実施に密接に関連することから、その復旧の方針・計画については国、関係都県をはじめとする地方公共団体、他の事業者と必要な情報交換、調整等を行いつつ作成するものとする。

(2)（略）

合には、国土交通省あるいは国土交通省を經由して施設管理者等（道路管理者、鉄道事業者等）に優先的な復旧活動を依頼する。

(2)・(3)（略）

2 国土交通省

(1)（略）

(2) 自ら管理する施設について、適切な復旧活動を行う。

(3)（略）

3 施設管理者等

(1) 自ら管理する交通施設の被害状況、機能障害の状況、復旧見通し等情報の把握に努め、復旧計画を作成し、効果的かつ速やかな施設の応急復旧を行う。この際、交通施設の復旧は他の応急対策に実施に密接に関連することから、その復旧の方針・計画については国、関係都県をはじめとする地方公共団体、他の事業者と必要な情報交換、調整等を行いつつ作成するものとする。

(2)（略）

別表 共有情報

1 (略)

2 . 警戒宣言時

情報種別	情報項目	収集機関	内容
基礎情報	(略)	(略)	(略)
現場情報	鉄道、道路、港湾の状況	国・警・海	路線名、運行状況、利用者への広報、渋滞情報、交通規制の予定、船舶交通の状況
	(略)	(略)	(略)

別表 共有情報

1 (略)

2 . 警戒宣言時

情報種別	情報項目	収集機関	内容
基礎情報	(略)	(略)	(略)
現場情報	鉄道、道路、港湾の状況	国・警・海	路線名、運行状況、利用者への広報、渋滞情報、交通規制の予定、船舶交通の状況
	(略)	(略)	(略)

3 . 発災後

3 - 1 基礎情報

情報種別	情報項目	収集機関	内 容
基礎情報	地震に関する情報 地震に関する情報 地震の概要	気・地	<u>地震等の情報（震源・震度に関する情報、推計震度分布、余震に関する情報等）</u> <u>地殻変動関連情報</u> その他（活動履歴、発生メカニズム等）
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 - 2 (略)

3 . 発災後

3 - 1 基礎情報

情報種別	情報項目	収集機関	内 容
基礎情報	地震に関する情報 地震に関する情報 地震の概要	気・地	<u>地震の発生状況、地震の緒元、震度分布（推計結果を含む）、地震活動に関する情報、</u> <u>地殻変動関連情報</u>
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 - 2 (略)

3 - 3 . 現場情報 - その 2

情報種別	情報項目	収集機関	内 容
現場情報	ライフライン施設に関する情報 電気に関する情報	原	供給支障世帯数、 主な被災地域、 復旧見通し、 応急措置
	ガスに関する情報 都市ガスの被害概況	原	供給支障世帯数、 主な被災地域名、 復旧見通し、 応急措置
	プロパンガスの被害概況	原	供給支障世帯数、 主な被災地域名、 復旧見通し、 応急措置
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 - 3 . 現場情報 - その 2

情報種別	情報項目	収集機関	内 容
現場情報	ライフライン施設に関する情報 電気に関する情報	原	り障世帯数、 主な被災地域、 復旧見通し、 応急措置
	ガスに関する情報 都市ガスの被害概況	原	供給停止世帯数、 主な被災地域名(区市町村)、 復旧見通し、 応急措置
	プロパンガスの被害概況	原	供給停止世帯数、 主な被災地域名、 復旧見通し、 応急措置
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)